平成２３年（フ）第１４８１号
堺市美原区平尾1869番地３
破産者　パックこと　櫻井　孝則
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
佐賀県唐津市浜玉町平原乙57番地１、前住所佐賀県唐津市久里3008番地２　サンクレインＡ―102号
破産者　野中　清輝
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１９４号
大分市上野丘西10番18号　ＷＩＮＤＯＭ上野西203号
破産者　新垣　善久
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２９６号
大分県別府市大字平道1630番地の１
破産者　加藤　修二
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７５号
北海道北見市高砂町13番地13号　パサージュⅡ１号室、破産手続開始決定時の住所北海道北見市青葉町４番２号
破産者　手間本文恵
１　決定年月日　平成24年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
青森県八戸市城下４丁目17番４号　アーク中川原205、前住所東京都荒川区東尾久３丁目16番５号　株式会社エル社員寮
破産者　島守　珠美（旧姓山崎）
１　決定年月日　平成24年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
岩手県花巻市桜台２丁目14番13号　コトー桜台103号、破産手続開始決定時の住所岩手県花巻市石鳥谷町好地第16地割113番地
破産者　鎌田　正子
１　決定年月日　平成24年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９１３号
仙台市太白区中田７丁目７番８号　メゾンドボヌール202
破産者　村上　美香
１　決定年月日　平成24年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９０号
仙台市宮城野区福室５丁目23番15―307号
破産者　佐藤　直美（旧姓松田）
１　決定年月日　平成24年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
埼玉県熊谷市船木台１丁目19番地13
破産者　髙野　寿一
１　決定年月日　平成24年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２７０４号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目９番１―102号
破産者　伊藤千鶴子
１　決定年月日　平成24年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８９９号
横浜市瀬谷区五貫目町22番地９
破産者　小川かえで
１　決定年月日　平成24年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９００号
横浜市瀬谷区五貫目町22番地９
破産者　小川　直人
１　決定年月日　平成24年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮808番地３
破産者　清水　左枝
１　決定年月日　平成24年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第９号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮808番地３
破産者　オートサロンシミズこと　清水　克治
１　決定年月日　平成24年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第３８号
山口県岩国市今津町２丁目14番12―102号
破産者　近藤　郁子
１　決定年月日　平成24年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第８５４号
北九州市小倉南区下曽根３丁目19番10号　Ｂ101
破産者　粕谷　福美（旧姓宝珠山）
１　決定年月日　平成24年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９７７号
北九州市八幡西区森下町24番23号　２
破産者　松尾　亜位（旧姓松山・寺原）
１　決定年月日　平成24年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４７号
大分県杵築市大字南杵築2278番地１
破産者　櫻木　正一
１　決定年月日　平成24年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係